最終更新日：2020年8月18日

国際計測器株式会社
代表取締役社長　松本　博司
問合せ先：取締役管理本部長　松本　進一　TEL 042-371-4211
証券コード：7722
http://www.kokusaikk.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主及び投資家重視の基本方針のもと、選択と集中を進め、事業環境の変化に迅速に対応できる意思決定が可能な、健全かつ透明性のある経営体制を確立することであります。
また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、経営内容の公正性と透明性を高めるため、積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットを通じて財務情報等の提供を行うなど幅広い情報開示にも努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則について、全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松本繁興産株式会社	2,960,000	21.12
松本　繁	2,672,000	19.06
株式会社みずほ銀行	460,000	3.28
株式会社ＫＥＣ	330,000	2.35
国際計測器従業員持株会	302,200	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	216,400	1.54
クレディ・スイス証券株式会社	155,600	1.11
宮下　博至	150,000	1.07
西尾　美敏	148,000	1.06
松本　博司	140,000	1.00

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本田　功	他の会社の出身者				○							

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田　功		当社の仕入先である株式会社三真の取締役会長であります。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査につきましては、経営企画室において業務監査及び内部統制監査を実施し、監査結果のフィードバックを行い、指摘事項の内部統制の改善状況に関してモニタリングすることにより業務の管理・統制の徹底に努めております。また、監査結果につきましては、取締役会や監査役会においても報告を行っております。なお、経営企画室の人員は1名でありますが、必要に応じて他部門の人員との連携を図っております。
監査役は、監査役会で策定した監査役監査計画に基づいて、業務全般について常勤監査役を中心として計画的な監査を実施しております。毎月の監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、重要な決裁書類等の閲覧、取締役会のほか、重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっており、常勤監査役を中心とした各監査役が、互いに連携し、会社の内部統制状態を監視して問題点の把握・指摘・改善勧告を行っております。また、社外監査役には、財務・会計に相当の見識を有する税理士及び法務に相当の見識を有する弁護士を選任し、財務・会計及び法務の専門家としての客観的な立場から監査を行っております。
監査役と経営企画室は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。このような関係を通じて、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細田　法男	税理士													
斎藤　一彦	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細田　法男	○	当社との間及び社外監査役の他の兼職先との間には、特筆すべき人的関係や資本的関係、取引関係及び利害関係はありません。 独立役員に指定しております。	税理士であり、税務の専門家としての立場から、財務の監視機能を強化する事が目的であります。また、独立性が高く一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
斎藤　一彦		当社との間及び社外監査役の他の兼職先との間には、特筆すべき人的関係や資本的関係、取引関係及び利害関係はありません。	弁護士であり、法務の専門家としての立場から、経営の監視機能を強化する事が目的であります。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、ストックオプション制度を導入しておりましたが、2011年7月1日に権利行使期間が満了となりました。その後、取締役に対するインセンティブプランは、制定しておりませんでしたが、2020年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2020年6月29日開催の第51回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権として、対象取締役に対して年額4,000万円以内（但し、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）の金銭報酬債権を支給すること、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株以内（但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとします。）とすること及び譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で設定することにつき、ご承認をいただいております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬に関する開示状況に関しては、有価証券報告書及び事業報告において取締役と監査役に対する報酬の総額を開示しております。

2020年3月期の役員報酬の内容は以下のとおりであります。
取締役に対する報酬（9名）552,286千円(うち社外取締役 2,070千円)
監査役に対する報酬（3名） 14,880千円(うち社外監査役 4,140千円)
注1．上記支給金額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額が含まれております。
なお、連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する基本方針を定めておりませんが、株主総会にて決議した限度額の範囲内で、取締役会により各役員の職責に応じて報酬額を決議しております。2018年6月22日開催の取締役会において月額給与額の改定決議を実施し、2018年7月17日開催の取締役会において、役員賞与2億円の支給決議を実施しております。また、決議に際しては取締役は、自己の報酬額について、決議に参加しておりません。
当社の役員報酬の限度額は、2015年6月19日開催の第46回定時株主総会決議により、次のように定められております。

取締役の報酬の年額：6億円以内（うち社外取締役分の年額3,000万円以内を含み、使用人分給与は含まない）
監査役の報酬の年額：5,000万円以内

なお、2020年6月29日開催の株主総会において、譲渡制限付株式報酬の導入が承認されました。承認された報酬枠（年額4,000万円以内）にて各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、2020年7月3日開催の取締役会において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは総務部が担当し、取締役会の開催通知をはじめとするスケジュール調整や情報伝達、社外取締役及び社外監査役からの要請事項への対応等（社外取締役及び社外監査役が必要とする情報の提供や質問への回答等）を行っております。
監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、監査役スタッフを置くものとしております。
当該監査役スタッフは、監査役が求める業務補助を行う間、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該監査役スタッフの取締役からの独立性を確保する体制を導入しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社には、相談役・顧問制度はありますが、現在、会社の経営に深く関与するような該当者はおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、毎月定例で取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行っております。
会計監査の状況は下記のとおりです。
1．監査法人の名称
有限責任監査法人トーマツ
2．継続監査期間
21年
3．業務を執行した公認会計士
茂木　浩之
伊藤　治郎
4．監査業務に係る補助者の構成
監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士9名、会計士補等4名となっております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。
5．監査法人の選定方針と理由
当社は多くの海外拠点があることから、海外ネットワークを持つ監査法人を選定することを基本方針としております。有限責任監査法人トーマツは、デロイトグループとして海外にも広く拠点を有している監査法人であり、当社の事業環境における選定方針を満たす監査法人であると判断しております。
会計監査人の解任又は不再任の決定の方針としては、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340号第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。
この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。
6．監査役及び監査役会による監査法人の評価
監査役及び監査役会は監査法人に対する評価を行っております。この評価については、品質管理体制、独立性、専門性、海外ネットワークとの連携の状況及び監査役等とのコミュニケーション等に関して、評価を行う機会を設け実施しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。
取締役会は、当社の経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。取締役会には幅広い見識を有する社外取締役を1名加え、業務執行の監督機能をより一層強化しております。
毎月定例で取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行っております。当連結会計年度における取締役会の開催回数は18回であります。なお、取締役は代表取締役会長松本繁氏、代表取締役社長松本博司氏、田代和義氏、松本進一氏、村内一宏氏、鈴木三郎氏、小椋一雄氏、石倉純一氏、本田功氏の9名（2020年8月18日現在）で、社外取締役は本田功氏の1名であります。
常勤監査役は渡會賢二氏、社外監査役は細田法男氏、斎藤一彦氏の3名(2020年8月18日現在)で、うち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であることから、半数以上の監査役が社外監査役であり、監査機能において相応の独立性をもって機能する体制が整っております。
監査役は監査役会を定期的に開催しており、会社法に定める権限を遂行するために、各々の業務遂行の結果を協議し、実効性ある監査が行えるようにしているとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、経営の意思決定や取締役の業務執行状況を監査しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2005年度より、株主総会の開催日は集中日を回避しており、株主総会の活性化を目指しております。 第51回定時株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当社現地法人における決算手続き及び監査手続きに想定以上の時間を要したため、当社会計監査人の監査報告の受領が遅れ、決算発表が遅れたことから、定時株主総会を2020年６月29日（月）に、定時株主総会継続会を2020年７月30日（木）に開催いたしました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年２回、決算及び第２四半期決算発表後に決算説明会を行っております。 また、決算説明会後に機関投資家を対象としたワンオンワンミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（IR情報）において、プレスリリース、決算短信、有価証券報告書及び決算説明会資料等を遅滞なく掲載しております。また、招集通知は発送前、決議通知は、発送後遅滞なく掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部及び経営企画室を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	上記２．において記載の通り、開示資料についてはホームページに掲載しており、各ステークホルダーから問い合わせがあった場合には、適宜対応することとしております。 また、2020年３月31日時点で、従業員149名のうち女性社員は14名であり、役員への女性の登用はありません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、役職員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための企業行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
（2）各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該法令遵守の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
（3）法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規程（「社員倫理規程」）に従いその運用を行うものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理し、取締役または監査役からの閲覧の要請が可能となる場所に保管する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を新たに制定し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、当社は、職務権限規程を定め、取締役決裁、社長決裁等の権限を明確化し、社長決裁事項のうち、重要な事項については、経営会議（取締役及び役職者で構成）にて審議の上、執行決定を行う。
（2）代表取締役は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。代表取締役は、その遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

5．次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（2）当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制
（3）当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（4）当社の子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（a）子会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他各会社の個性及び特性を踏まえつつ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
また、当社に準じた損失の危機の管理に関する体制を整える。
（b）当社は、関係会社管理規程に基づき、管理担当取締役の下、各部門が各々担当する子会社の管理を行い、業務執行に関する事項の報告を行う。子会社の取締役又は監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。当社より派遣された監査役及び内部監査部門は子会社の業務執行状況を監査し、その結果を当社に報告する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、監査役スタッフを置くものとする。

7．前号の使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
前号の監査役スタッフは、監査役が求める業務補助を行う間、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び賞罰措置は、監査役会の同意を得なければならない。

8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、書類の提示を求めることができる。

9．子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
子会社の役職員は、職務の執行状況等について、当社監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

10．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に前8号9号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

11．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、企業活動に対する見識豊富な社外監査役の就任を確保し、社外監査役の代表取締役に対する独立性を保持し、的確な監査が行える体制を整える。
代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図るものとする。監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

当社は、監査役の要請に応じて、監査役が、会社の顧問弁護士とは別の弁護士、その他外部の専門家に相談することができる体制を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力･団体との取引の防止に努め、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2．整備状況

⑴ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行っております。また、弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制としております。

⑵ 上記の基本方針を「社員倫理規程」に記載し、業務運営の中で周知徹底しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次のとおりです。

1．会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は株主及び投資家重視の基本方針のもとに、事業環境の変化に迅速に対応できる意思決定及び判断が可能な、健全かつ透明性のある経営体制を確立することを重要な経営施策と位置付けており、適時開示に係る社内体制についてもこの方針を踏襲しております。
また、当社グループは、インサイダー取引の未然防止を目的として、「内部者取引防止規程」を制定し、当社グループの重要情報の管理について必要な基本的事項を定めております。

2．適時開示に係る責任者及び担当部署

(1) 責任者：管理本部長
(2) 担当部署：総務部

3．会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

積極的かつ迅速に必要な情報を開示するため、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しては総務部を主務部門と定め、開示の要否を協議する体制としております。

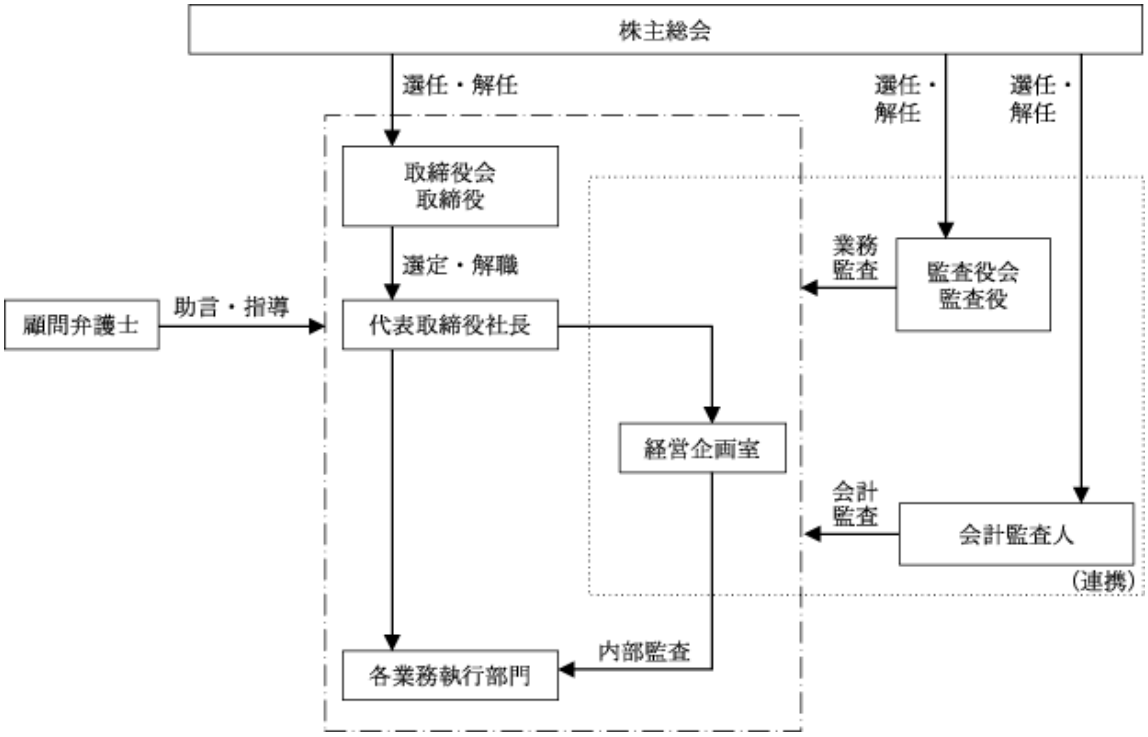
(1) 決定事実に関する情報
総務部が取締役会において決議を要する各議案について、開示の必要性を事前に検討しております。開示が必要な場合は、代表取締役社長に報告の後、取締役会の承認を得て速やかに開示手続きを行うこととしております。

(2) 発生事実に関する情報
管理本部長は、取締役会及び経営会議に出席し、開示事項に該当する可能性がある事実の早期把握に努めております。
当該事実が発生した場合は、発生部門長及び子会社･関連会社の代表者より速やかに管理本部長に報告がなされ、直ちに総務部が開示の必要性を検討しております。開示が必要な場合は、管理本部長が代表取締役社長の承認を得て遅滞なく開示手続きを行うこととしております。

(3) 決算に関する情報
総務部が決算開示資料を作成し、代表取締役社長に報告した後、取締役会の承認を得て速やかに開示手続きを行うこととしております。

4．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを、業務監査、監査役監査、コンプライアンス研修を通じて確認しております。


株主総会
選任・解任
選任・
解任
選任・
解任
取締役会
取締役
選定・解職
業務
監査
監査役会
監査役
顧問弁護士
助言・指導
代表取締役社長
経営企画室
会計
監査
会計監査人
(連携)
内部監査
各業務執行部門